



筑紫女学園大学リポジット

The National Pension Service and Women's Pension Rights in Korea

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-05-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 裴, 海善, BAE, Haesun メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1230

韓国の国民年金制度と女性の年金権

裴 海 善

The National Pension Service and Women's Pension Rights in Korea

Haesun BAE

はじめに

総人口のなかで65歳以上の人口が占める割合のことを「高齢化率」という。国連の定義によると、韓国の高齢化率は、2000年7%で高齢化社会（aging society）となり、2019年には14%で高齢社会（aged society）となった。また、2026年には21%以上で超高齢社会（super aged society）に突入し、2060年には41.0%になる見通しである¹⁾。一方、出生率は急激に低下し、合計特殊出生率は、2019年は0.92まで下がり、OECD 諸国の中で最低値を更新している。一方、15～64歳の生産年齢人口に対して65歳以上の老年人口の占める割合である「老年人口指数」は、2000年には10.2%であったが、2019年には20.4%で、5人で1人の高齢者を支えている。2065年には100.4%で、老年人口が生産年齢人口を上回ることが予想されている²⁾。

韓国の国民年金制度は1988年から始まるが、5人以上の事業場と自営業者まで加入対象になったのは1999年からである。国民年金制度の歴史が浅く、国民年金が老年人口の貧困解消に十分な役割を果たしていないことから、高齢化と共に特に女性の老後の貧困化が問題になっている。統計庁によれば、2018年韓国人の平均期待寿命は82.7歳で、女性（85.70歳）が男性（79.70歳）より6歳長い。韓国の65歳以上高齢者の相対的貧困率は43.8%で、OECD 諸国の中で最も高く、性別には、男性37.1%、女性49%である³⁾。

本稿では、韓国の一般国民対象の国民年金制度の特徴と女性の年金権の実態を確認するのが目

1) 統計庁『高齢者統計』2019年。統計庁は2003年から毎年「老人の日」に合わせて高齢者統計を発表している。

2) 韓国の少子高齢化実態に関しては、裴 海善『韓国の少子化と女性雇用』第2章（2015年12月）を参考。

3) OECD 平均貧困率は13.5%、性別には男性10.3%、女性15.7%である（OECD、Pensions at a Glance, 2019）

的で、以下3点にポイントを置く。第一に、公的年金制度としての国民年金制度の特徴と女性の加入実態、第二に、国民年金給付種別受給者が8割を占める「老齢年金」の女性の受給実態、第三に、女性受給者が9割を占める「遺族年金」と「分割年金」制度の特徴と女性の受給実態を確認する。結論では、女性の年金受給権が抱えている問題と今後の課題を確認する。

1. 国民年金制度の特徴と加入実態

1) 国民年金制度の歩み

韓国の公的年金制度は「1階建て」で、一般国民対象の「国民年金」のほか、「特殊職域年金」（以下、職域年金）として、公務員年金（1960年）、軍人年金（1963年）、私立学校教職員年金（以下、私学年金）（1975年）、別定郵便局職員年金（1992年）がある。一般国民を対象とする社会福祉と社会保障への関心が高まったのは高度経済成長期に入った1970年代からである。1973年12月に「国民福祉年金法」が制定・公表され、1974年1月から施行予定であったが、1973年の石油危機による経済不況で、施行は見合わせられた。その後、国民福祉年金法の修正を経て、1986年12月、国民年金法を制定し、景気が好況局面に入った1988年1月から労働者10人以上事業場を対象に施行した。1995年に農漁業民、1999年には自営業者も加入対象となり、全国民対象の年金制度になった。

一方、職域年金の場合、1967年から公務員年金と軍人年金、1983年からは私学年金も含めて、それぞれの被保険者期間の合算が可能であった。しかし、職域年金加入者の年金受給に必要な加入期間が「20年以上」であったため、期間を満たしていない加入者が多く、退職時に年金を受けられる人は、公務員退職者の66%、軍人15%、私学教職員12%にすぎなかった⁴⁾。2009年2月「国民年金と職域年金の連携に関する法律」が制定（同年8月施行）され、国民年金と職域年金の被保険者期間を合算することができるようになった。現在、国民年金の老齢年金を受給するために必要な加入期間は、国民年金10年、公務員年金と私学年金は10年（ただし、2015年以前の退職者は20年）、軍人年金は19年6か月以上である。国民年金と職域年金の加入期間を合わせて20年以上になると老齢年金の満額が受けられる。ただ、連携制度の適用は強制ではなく、加入者本人の申請が必要である。

2) 加入者区分

国民年金は国内に居住する18歳以上60歳未満の人が対象で、「職域年金加入者は対象外」である（第6条）。国民年金は、1988年の施行当時は、「事業場加入者」「任意加入者」「任意継続加入者」に区分された。事業場加入者は、法施行当時は「労働者10人以上事業場の正規職労働者」が加入義務の対象であったが、1992年1月「国民年金法施行令」の改正により、労働者5～9人の

4) <https://www.ppslor.kr> 「公的年金連携制度」

事業場、引き続き2003年7月からは1人以上の事業場へと拡大するとともに、条件を満たす短時間労働者や日雇い労働者も加入対象に含まれた⁵⁾。国民年金に加入された事業場に従事する18歳未満労働者の場合、2015年法改正により、本人が希望しない場合を除き、事業場加入者になれる(第8条2項)。

「地域加入者」制度は1995年7月から施行されたが、施行当時は「農漁業者」が対象となり、1999年4月からは「都市の自営業者」も加入対象となった。「任意加入者」は、18歳以上60歳未満の人で、事業場加入者や地域加入者ではない人が対象で、加入も脱退も自由である(法第10条)。任意加入の主な対象は、「職域年金加入者・国民年金の事業場加入者と地域加入者及び任意継続加入者の無所得配偶者」「老齢年金や退職年金等受給権者の無所得配偶者」「18～27歳未満の学生と軍人で所得がない者(年金保険料を納付したことがある人は除く)」である⁶⁾。「国民基礎生活保障法」に基づく生計給与受給者の場合、地域加入者の対象になれないので(法第9条)、本人の希望に応じて、事業場加入者、または任意加入者として加入することができる。

3) 保険料率

年金財政方式には、若い現役時代に納付した保険料を積み立て、運用益も加えた額を老後に年金として給付する「完全積立方式(reserved)」、社会的扶養の仕組みで、現在働いている現役の人から保険料を徴収し、現在の高齢者に年金を給付する「賦課方式(pay-as-you-go)」がある。韓国は、最初は積立方式で始まったが、現在は給付金の半分は加入者が現役時代に納付した保険料、残りの半分は現在働いている現役世代に頼る「修正積立方式」を採択している。年金保険料は、2011年の社会保険徴収統合により、国民健康保険公団が一括徴収している。

事業場加入者の保険料率は、1988年施行当時は3%であったが、1993年から6%、1998年から9%へと引き上げられており、労使折半で4.5%ずつ負担する。保険料の算定基準になる基準所得月額、保健福祉部が国民年金全体加入者の最近3年間の平均額の変動率(3.5%)を反映して決めており、上限額と下限額がある。2020年7月から適用される基準所得月額の上限額は503万ウォン(保険料43万7400ウォン)、下限額は32万ウォン(保険料2万8800ウォン)である。

地域加入者、任意加入者、任意継続加入者は、保険料全額を自己負担する。地域加入者の保険料率は、1995年施行当時から2000年6月までは3%であったが、その後調整を経て、2005年7月からは9%になった。農漁民の保険料の一部を1995年7月から国庫支援しており、2024年12月まで支援予定である。2020年の場合、基準所得月額97万ウォンを基準に、未満の場合は、保険料の半分を支援し、以上の場合は月保険料43,650ウォン定額を支援する。

任意加入者の場合、所得がないため、基準所得月額を基準に保険料を決めることができない。従って、1993年3月までは事業場加入者と同率を適用したが、地域加入者制度ができてからは、

5) <http://www.law.go.kr>、国家法令情報センター「国民年金法」の制定・改正理由・沿革に基づく。

6) 軍人の場合、2007年法改正(2008年1月施行)により、軍服務期間の6か月は老齢年金の算定時に国民年金加入期間として認められる(第18条、軍服務クレジット制度)。

<図表 1> 国民年金法 (2020年 1月改正案基準)

国民年金制度	
対象	国内に居住する18歳以上60歳未満の人。特種職域年金加入者は対象外
加入者区分と保険料率	事業場加入者：1人以上の事業場の労働者と事業主 【非正規労働者の事業場加入条件】 ・短時間労働者：雇用期間1ヶ月以上、月労働時間60時間以上の場合 ・日雇い労働者：1ヶ月以上働き、1か月8日又は60時間以上勤めた場合 ※保険料率：1988～92年3%、1993～97年6%、1998年以後9% ・基準所得月額9% ・労使折半で負担
	地域加入者：自営業者と農漁業者 ※保険料率：1995年7月～2000年6月3%、2000年7月から2005年6月までは毎年1%ずつ調整、2005年7月以後は9% ・基準所得月額9% ・自己負担
	任意加入者：国民年金、特種職域年金の加入者及び受給者の無所得配偶者、18歳～26歳の学生と軍人、基礎生活受給者等→本人の希望により加入 ※保険料率：1993年3月までは、事業場加入者と同率を適用 (保険料の上限額と下限額の間で本人の希望による保険料を納付) ・基準所得月額9% ・自己負担
	任意継続加入者(60～65歳)：加入期間が10年に満たない人 (保険料納付能力がない者、老齢年金及び返還一時金受給者は対象外) ・基準所得月額9% ・自己負担
保険料の国庫支援	「農漁業従事者」と「低所得労働者」の場合、一定の条件を満たす場合、保険料の一部支援 【2020年の国庫支援金】 ・農漁業従事者：基準所得月額が97万ウォン以上の場合：月保険料43,650ウォン定額支援 基準所得月額が97万ウォン未満の場合：月保険料の1/2定率支援 ・低所得労働者：10人未満の小規模事業所で働く労働者で、月給与と所得が215万ウォン未満の場合、労使への保険料支援(新規加入者には90%支援、既存加入者には30%支援)
国民年金の老齢年金(基本年金額と扶養家族年金額)	
加入期間	・1988年施行当時15年以上→1999年から10年以上 ・加入期間10～20年未満：基本年金額の減額支給 ・加入期間20年以上：基本年金額の満額支給
支給開始年齢	・2012年までは60歳。2013年からは5年ごとに1歳ずつ引き上げられる ・2020年現在、受給年齢は62歳であるが、2033年(1969年生まれ)からは65歳から支給
所得代替率	(40年加入基準) ・1988年法施行70%、1998年法改正60% ・2007年法改正により、2008年50%、2009年から毎年0.5%ずつ段階的に引き下げられ、2018年45%、2028年40%になる見通し
支給金額	・基本年金額：年金受給直前3年間の全加入者の平均所得月額の平均額(均等部分)と本人の加入期間と加入期間中の基準所得月額の平均額(所得比例部分)によって決まる ・扶養家族年金額(定額、支給額は毎年変動)：配偶者(年26万1,760：月21,813ウォン)、19歳未満子供と親(1人当り年17万4,460：月14,538ウォン)(2020年支給の場合) ※60～64歳までの人で、所得活動をしている人に支給する老齢年金、分割年金、返還一時金、死亡一時金など、一時金として支給する給付には扶養家族年金額を支給しない。
繰り上げ(早期)支給制度	・加入期間10年以上、所得月額が235万ウォン以下の場合、年金受給年齢到達5年前から請求可能(2020年の場合、57歳から) ・支給額：(老齢年金額×年齢に応じた支給率 [※]) + 扶養家族年金額 ※受給年齢5年前(70%)、4年前(76%)、3年前(82%)、2年前(88%)、1年前(94%)
繰下げ支給制度	・加入期間10年以上、60～65歳未満の場合、1回に限って、65歳前の年金の満額又は一部の支給を繰り下げることができる。 ・65歳から老齢年金を受給するとき、繰下げ期間については「扶養家族年金なし」
年金受給中の就労	・年金受給年齢に達した後、5年以内に所得がある業務に従事する場合 ・所得月額が2,438,679ウォン(2020年の国民年金加入者の3年間の平均所得月額の平均額)を超えると、金額に応じて減額支給
支給日	毎月末日に支給

資料：http://www.law.go.kr、国家法令情報センター、「国民年金法」の制定・改正・沿革に基づき、筆者まとめ
注：為替レート(100円≒1100ウォン、2020年8月)。2020年の韓国の最低賃金は時間給8,590ウォンである。

地域加入者と同率の9%で、最低保険料は地域加入者全員の中位所得の9%、最高保険料は事業場加入者・地域加入者と同じである。2020年の場合、任意加入者は、地域加入者の保険料の月下限額9万ウォンから月上限額43万7400ウォンとの間で、本人が希望する金額を納付することになる。

4) 国民年金の加入実態

2018年の18～59歳人口の中で、国民年金と職域年金を合わせた公的年金加入者が占める割合は72.4%で、公的年金保険料納付率は（国民年金の納付例外者と長期滞納者を除く）58.1%である（図表2）。国民年金の加入率は67.3%で、性別には男性55.3%、女性44.7%である。加入種類別には、事業場加入者が74.2%で最も多く、地域加入者21.5%である。任意加入者は1.8%で少なく、性別には女性が85.0%を占めている。任意継続加入者は2.5%で、女性が64.0%を占めている。国民年金の給付種類別には、老齢年金受給者が78.8%でもっとも多い。障害年金受給者は男性が81.5%、遺族年金の受給者は女性が85.75%を占め、男女間の格差が大きい。老齢年金の

<図表2> 公的年金の種類別・性別加入率（2018年）

18～59歳人口の公的年金加入実態						
・18～59歳人口3,245.6万人：経済活動人口 2,322.4万人、非経済活動人口895万人 ・公的年金加入率：72.4%（国民年金67.3%、特種職域年金5.1%） ・公的年金保険料納付率：58.1%（国民年金の納付例外者、長期滞納者は含まない）						
国民年金						特種職域年金
・加入者数2,184.3万人：男性：1,234.8万人、女性：996.6万人 ・18～59歳人口の加入率：67.3%（男性55.3%、女性44.7%）・加入者の保険料納付率：78.6%						
加入種類別（単位：万人、%）						
		事業場加入者	地域加入者	任意加入者	任意継続加入者	加入者数 1,663千人
	加入者数 （占める割合100%）	1,381.8万人 (74.2)	399.4万人 ²⁾ (21.5)	33.0万人 (1.8)	47.0万人 (2.5)	
性別	男性	58.3	50.4	15.0	36.0	
	女性	41.7	49.6	85.0	64.0	
「国民年金・給付種類別」受給者が占める割合（単位：%）						
		老齢年金	障害年金	遺族年金	返還一時金	死亡一時金
	受給者数割合（100%）	78.8	1.6	15.8	3.3	0.4
性別	男性	66.7	81.5	14.25	50.9	48.9
	女性	33.3	18.5	85.75	49.1	51.1
「老齢年金・種類別」受給者が占める割合						
		10～20年未満	20年以上	早期老齢年金	特例老齢年金	分割年金
	受給者数割合（100%）	37.0	9.0	15.4	37.8	0.8
性別	男性	63.3	90.6	70.5	63.8	12.0
	女性	36.7	9.4	29.5	36.2	88.0

資料：国民年金公団『国民年金統計年報』2018年12月により筆者作成

注：1) 年金加入者（国民年金加入者と特種職域年金）が経済活動人口より多いのは、非経済活動人口の一部が「任意加入者」と「納付例外者（18～27歳の学生等）」として国民年金加入者に含まれているためである。
2) 地域加入者には納付例外者を含めていない。

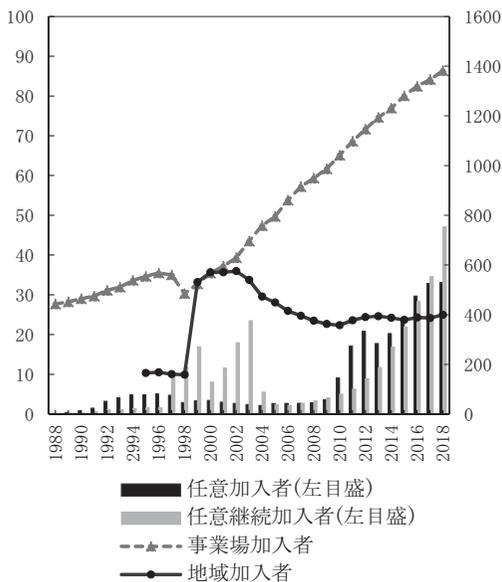
加入期間別受給者を見ると、特例老齢年金が37.8%で最も多く、10～20年未満加入者は37.0%を占めている。

(図表3)は、1988年国民年金を施行してから30年間の加入形態別加入者推移を示している。事業場加入者の場合(右目盛り)、1988年10人以上事業場、1992年5人以上事業場へと拡大適用され、加入者も増加推移であったが、1998年にはIMF経済危機による雇用調整の影響により加入者数が大幅に減少した。1999年から年金受給のための最低加入期間が15年から10年へと短縮されたこと、2003年7月からは、1人以上の事業場、条件を満たす日雇い労働者も加入対象になったことが背景に加入者数は毎年増加している。

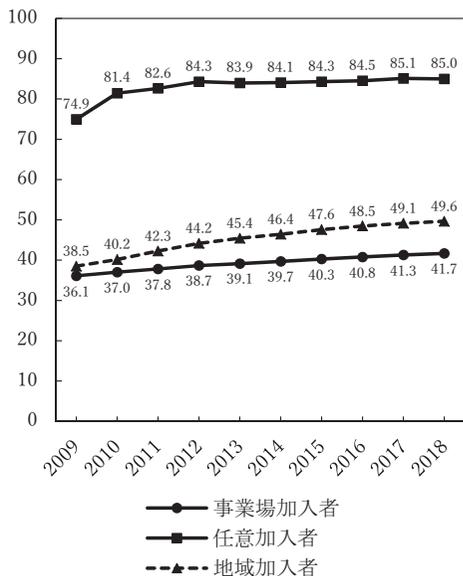
地域加入者は(右目盛り)、1995年「農漁民」を対象に施行してから1998年までは加入者数は横ばいであったが、1999年4月、「都市自営業者」が加入対象になったこと、また、1999年から最低加入期間が10年に短縮されたことにより、1999年には加入者数が急増した。任意加入者はごくわずかであるが(左目盛り)、2010年以後から加入者数が増えている。任意継続加入者の場合(左目盛り)、1999年からの年金加入期間の短縮とともに2003年まで加入者数が著しく増えた。また、2017年10月の法改正により(第92条)、保険料未納期間に関して「追納」が可能になってから加入者数は再び急増した。

(図表4)では、国民年金の加入形態別・女性加入者が占める割合の推移を示した。事業場加入者の場合、2009年36.1%から2018年41.7%へと5.6%p増加、地域加入者の場合は、38.5%から49.6%へと11.1%p増加した。任意加入者の場合、85%が女性で、約10年間10.1%p増加がみられる。

<図表3>加入形態別加入者推移
(単位:万人)

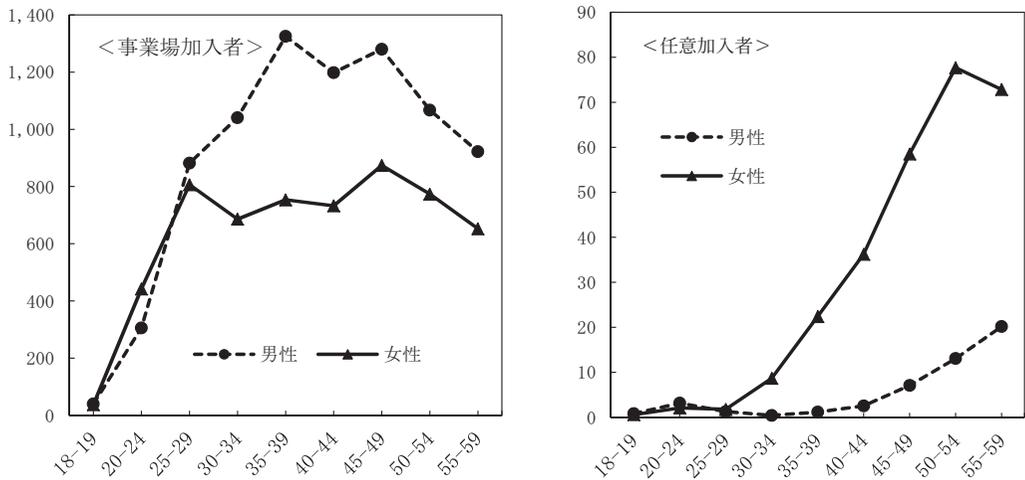


<図表4>加入形態別・女性加入者の割合
(単位:%)



資料:国民年金公団『国民年金統計年報』より筆者作成

<図表5>加入形態別・性別・年齢別加入者数(単位:千人)



資料: 国民年金公団『国民年金統計年報』2018年より筆者作成

加入者が最も多い事業場加入者と女性の加入率が最も高い任意加入者の性別・年齢別加入率を比較してみると(図表5)、韓国の女性雇用者の年齢別就業形態が確認できる。韓国の女性の年齢別労働力率はM字型で、出産育児期の女性の就業中断現象が根強い。事業場加入者の場合、15～29歳までは男女間の加入者数の差は見られないが、30歳以後からは女性加入者が減少し、代わりに女性の任意加入者が急増している。

任意加入者は全体加入者の1.8%に過ぎないが、性別には女性が85%を占めている。女性の任意加入者を年齢別にみると、45～59歳が全体の74.45%を占めている。任意継続加入者は全体加入者の2.5%で、性別には女性が64%を占めている。55歳前に任意加入者となり、その後、任意継続加入(60～65歳)すれば、加入期間10年を満たし、老齢年金が受給できる。特に、2017年10月から、年金保険料の「追納」が可能になったので、今後、専業主婦と就業中断女性の任意継続加入者の増加が予想される。

2. 老齢年金の受給実態

1) 基本年金額

国民年金法第49条により、給付の種類には、老齢年金、障害年金、遺族年金、返還一時金があり、受給者の中で、老齢年金が78.8%(2018年)を占める。年金額は支給事由によって、加入者本人の「基本年金額」と「扶養家族年金額」を基礎として算定される(第50条)。基本年金額は、国民年金加入者全体の平均所得(均等部分)と本人の加入期間と加入期間中の平均所得(所得比例部分)をもとに算定される(第51条)。年金額が現役世代の手取り収入額に占める割合である「所得代替率」は、1988年国民年金施行当時は70%であったが、1998年からは60%となった。年金財政の安定化のため、2007年の法改正により、2008年からは50%とし、2009年から毎年段階的

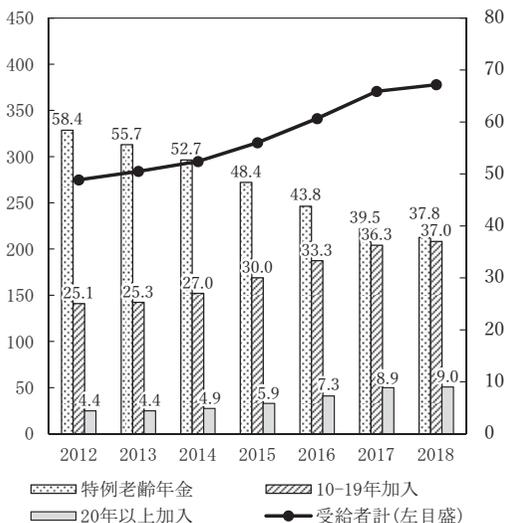
に引き下げられ、2020年45%、2028年には40%になる見通しである。

老齢年金を受給するための最低加入期間は10年で（第61条）、加入期間が10年以上20年未満の場合は基本年金額が減額され、加入期間20年以上であれば満額が支給される（第63条）。国民年金法は1988年から施行しているの、加入期間20年以上の受給権者への老齢年金満額支給は2008年からで、全体加入者の中で占める割合は、2012年4.4%、2018年9.0%へと増加傾向である。

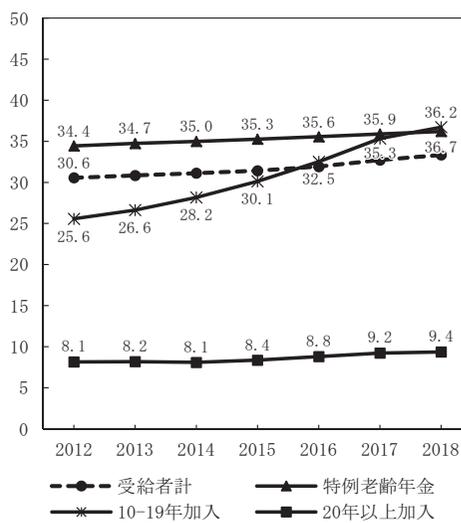
支給開始年齢は、2012年までは60歳であったが、2013年からは5年ごとに1歳ずつ引き上げられ、2033年（1969年生まれ）からは65歳から支給される（法第47条と附則第3条）。韓国では、2013年4月に定年を延長するために「年齢上の雇用差別禁止と高齢者雇用の促進に関する法律」を改正し、60歳定年を義務化し、事業規模に応じて、2016年からは300人以上の事業場と公共企業、2017年からは中小企業を対象に改正案を施行している⁷⁾。2020年現在、国民年金加入期間が10年以上であれば、62歳から老齢年金を支給する。従って、60歳で定年を迎える場合、62歳から年金を受けることになるので、退職後2年間は所得のない生活をしなければならない。受給開始年齢の「繰り上げ支給（早期支給）」は57歳から、「繰下げ支給」は65歳からが可能である。

（図表6）は、老齢年金受給者の加入期間別占める割合である。高齢化とともに受給者は毎年増加傾向である（左目盛り）。受給者の加入期間別占める割合の推移をみると（右目盛り）、特例老齢年金受給者の割合は低下傾向で、代わりに加入期間10～19年、20以上の受給者の割合が高まっている。特例老齢年金とは、国民年金制度を1988年施行、1995年、1999年に加入対象を拡大する段階で、当時、年齢が多く、加入期間を満たすことが難しい高齢者には、5年以上加入すれば年金を受けることができるよう設けられた制度である。老齢年金受給者の中で、特例老齢年金受給

<図表6> 老齢年金受給者の加入期間別占める割合 (単位: 万人 (左目盛)、% (右目盛))



<図表7> 老齢年金受給者の加入期間別女性の占める割合 (単位: %)



資料：国民年金公団『国民年金統計年報』2018年、より筆者作成

7) 一般職公務員の定年は60歳、教育公務員と私学教員の定年は62歳、国立大学教員は65歳定年である。

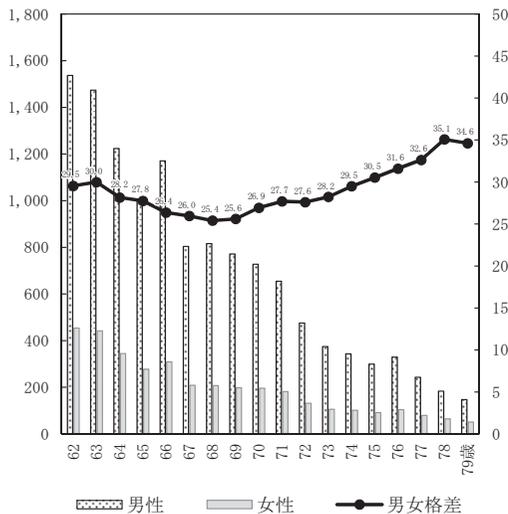
者が占める割合は2012年58.44%であったが、持続的に減少し、2012年58.4%、2018年37.8%となり、1950年生まれ以降から特例適用対象はなくなる。

老齢年金全体受給者の中で女性が占める割合は（図表7）、2012年30.6%、2018年33.3%で、増加傾向である。加入期間別女性が占める割合は、加入期間10～20年未満の場合、2012年25.6%から2018年36.7%へと11.1%p増加がみられるが、加入期間20年以上受給者の中で女性が占める割合は9.4%（2018年）に過ぎない。

2018年、老齢年金の月平均給与額は37万7800円で少ない。これは、所得代替率が45%で低いこと、また年金の歴史が浅いことから20年以上の加入者が少ないこと（9.0%）、加入期間が短い特例老齢年金受給者が4割弱を占めているのが理由としてあげられる。老齢年金受給額を年齢別にみると（図表8）、女性の平均寿命が男性より長いので、70歳以後からは女性の年金額が占める割合は高まってはいるものの（2018年、34.6%）、女性は生涯にわたって、男性の25～35%の年金しか受給していない。

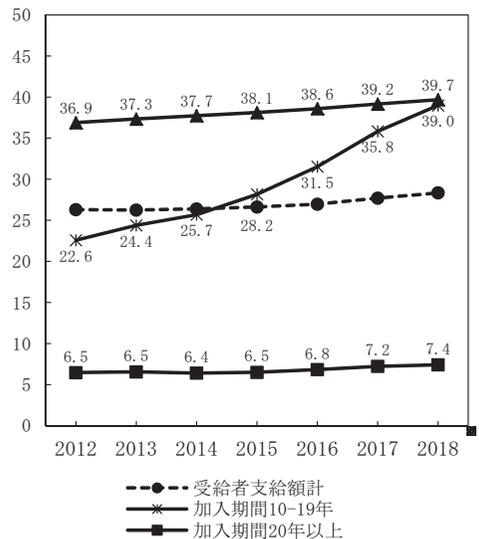
老齢年金の加入期間別受給額の男女格差の推移をみると（図表9）、老齢年金の女性受給者の増加とともに女性の受給額が占める割合も増加傾向ではあるが、受給額の男女格差は大きい。特に女性の場合、出産育児期の就業中断等により加入期間が男性に比べて短く、男女賃金格差も大きいので、女性が生涯にわたって受け取る年金額も男性に比べて少ない。男性を100%にした場合、2018年、女性は男性の28.3%しか受給していない。加入期間10～20年未満の女性の受給額は、2012年には男性の22.6%、2018年には男性の39.0%を受給している。しかし、加入期間20年以上の受給額を男性と比べると、2012年6.5%、2018年7.4%で少ない。

<図表8>老齢年金の年齢別受給額と男女格差
（男性受給額=100%）（単位：百万ウォン、%）



資料：国民年金公団『国民年金統計年報』2018年

<図表9>老齢年金の加入期間別受給額の男女格差
（男性受給額=100%）（単位：%）

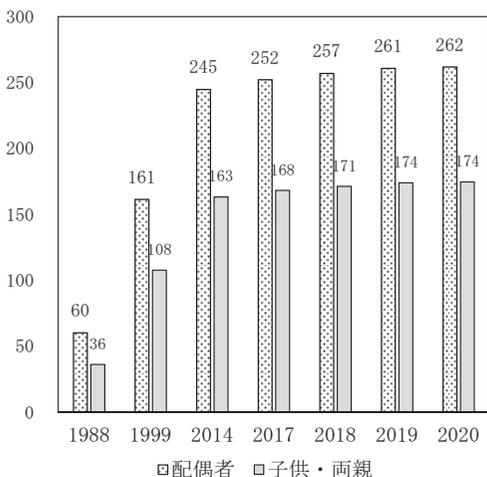


2) 扶養家族年金額

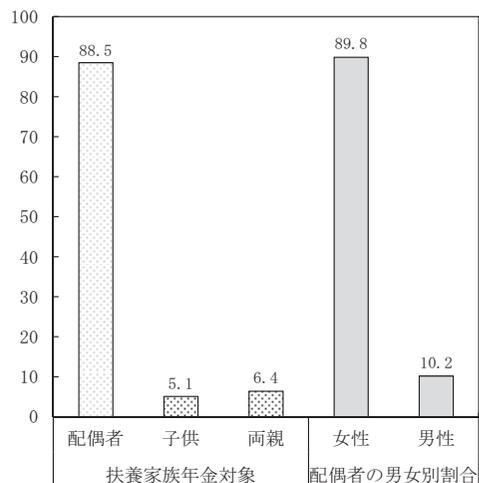
扶養家族年金は、老齢年金受給権者の年金額に加算される家族手当のようなものである。国民年金の被保険者期間が10年以上で、62歳から老齢年金受給者になった時、基本年金額に扶養家族年金額が追加される。扶養家族の対象は（法第52条）、その受給権者によって生計を維持する配偶者、19歳未満又は障害等級2級以上の子供、60歳以上であるか障害等級2級以上の親（父または母の配偶者、配偶者の親を含む）である。ただし、国民年金と職域年金などの公的年金受給権者、退職年金受給権者は扶養家族の対象にならない。また、一人が二人以上の年金受給権者の扶養家族年金の対象になることはできないので（第52条の④）、すでに子の扶養家族年金対象になっている親は他の子の扶養家族年金対象になることはできない。また、60～64歳までの人で、所得活動をしている人へ支給する老齢年金、分割年金、返還一時金、死亡一時金など、一時金として支給する給付には扶養家族年金は含まれない。

扶養家族年金額は加入者の所得と加入期間に関係なく「定額」が支給され、老齢基本年金と同じく、前年度消費者物価変動率を基準に毎年決められる。2020年の場合、配偶者は年約261,760ウォン（月21,813ウォン）、19歳未満の子どもと親一人当たり年174,460ウォン（月14,538ウォン）が支給される（図表10）。専業主婦の場合、国民年金の任意加入者で、62歳から自分の老齢年金を受給することになれば、夫の扶養家族年金の対象になれない。従って妻は、週15時間未満の短時間労働者として働くか、任意加入しない方が有利である。扶養家族の対象としては「配偶者」が88.5%でもっとも多い（図表11）。配偶者の男女別割合をみると、女性配偶者が89.8%、男性配偶者は10.2%である。

<図表10> 扶養家族年金額の変化
(単位：千ウォン)



<図表11> 扶養家族年金対象 (2018年)
(単位：%)



資料：http://www.mohw.go.kr、保健福祉部（扶養家族年金額2020年）、国民年金公団『国民年金統計年報』2018年より筆者作成

注：1988～1998年、1999年の金額はそれぞれ1988年、1999年の当時の法令で定められた基準金額

3. 遺族年金と分割年金

1) 遺族年金制度

遺族年金は、「老齢年金受給権者」、「加入期間が10年以上の加入者または加入者であった者」、「年金保険料を納めた期間が加入対象期間の3分の1以上の加入者または加入者であった者」、「死亡日5年前から死亡日までの期間中、年金保険料を納めた期間が3年以上の加入者または加入者であった者（ただし、加入対象期間中の滞納期間が3年以上の人は除く）」、「障害等級2級以上の障害年金受給権者」のいずれかに該当する者が死亡すると、その遺族に支給する（法第72条）。

遺族年金支給対象は、死亡した人によって生計を維持した人で、優先順位は、配偶者、子（25歳未満又は障害等級2級以上）、親（60歳以上又は障害等級2級以上）、孫（19歳未満又は障害等級2級以上）、祖父母（60歳以上又は障害等級2級以上）で決められている（法第73条）。対象の遺族の範囲は広いが、遺族年金の受給権は遺族の中で「最優先順位の1人」で、配偶者である妻（夫）が遺族年金を受給する場合は、下位の遺族は受給権が消滅する。ただし、妻（夫）が死亡又は再婚した場合は遺族年金受給権が消滅し、条件を満たす子供、親、孫、祖父母の順位で受給権が発生する（法第75条）。

遺族年金受給権者が「配偶者」である場合、遺族年金受給権が発生したときから3年間は、「所得水準に関係なく」遺族年金が支給され、3年経過後、所得がある業務に従事する場合は⁸⁾支給停止となる（法第76条）。しかし、その配偶者である妻が25歳未満の子供（2016年11月以前は19歳）又は障害等級2級以上の子供の生計を維持する場合、妻が所得活動に従事していない場合は、支給を停止しない。所得がある業務に従事し、遺族年金受給が中止された配偶者の遺族年金支給停止解除年齢は、配偶者の出生年齢によって異なる。1953～1956年生まれは56歳、1957～1960年生まれ57歳、1961～1964年生まれ58歳、1965年～1968年生まれ59歳、1969年生まれ以降は60歳である。遺族年金支給再開後、配偶者が再婚しなければ、亡くなるまで受けられる。

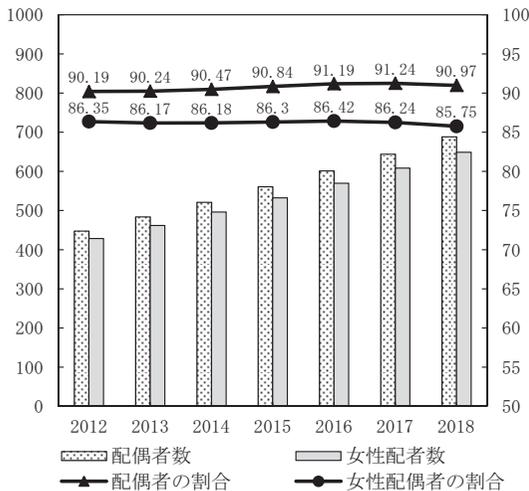
遺族年金は、被保険者が亡くなった場合、その家族を支える性質があり、遺族年金額には扶養家族年金額がつく。遺族年金額は、死亡した老齢年金受給権者の加入期間に応じて、基本年金額の40～60%（10年未満であれば40%、10年以上20年未満であれば50%、20年以上であれば60%）に相当する金額に、扶養家族年金額を加えた金額である。但し、受給権者が死亡した場合の遺族年金額は、死亡した者が受給した老齢年金額を超えることはできない（法第74条）。受給権者である配偶者が62歳になると、「配偶者自身の老齢年金と配偶者遺族年金30%（2016年11月以前は20%）」と「配偶者遺族年金」の中で一つを選択することになるが（重複給与の調整、法第56条第2項）、いずれも扶養家族年金は支給される。

国民年金の給付種類別に遺族年金受給者が占める割合は15.8%（2018年）で少ないが、高齢化

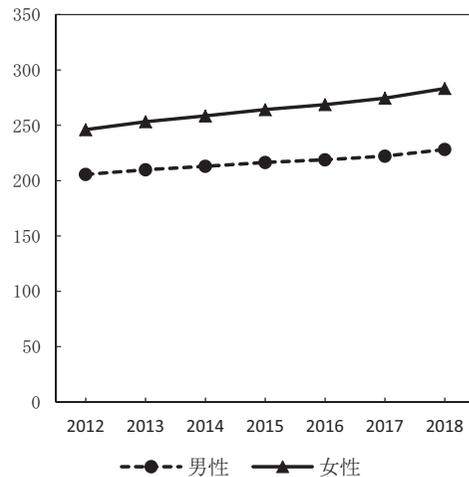
8) 配偶者の所得がある業務とは（施行令第45条）、国民年金全体加入者の事業所得と給与所得を合わせた最近3年間の平均所得（2020年の場合、2,438,679ウォン）より多い場合で、給与所得のみの場合は、給与所得控除前の給与が年間40,604,894ウォン（12ヶ月勤務基準）を超える場合、支給が停止される。

とともに、遺族年金を受給する配偶者数は毎年増加傾向である（図表12、左目盛り）。2018年の場合、遺族年金の受給権者の中で、90.97%が配偶者であり、配偶者の中で85.75%が女性である（右目盛り）。配偶者遺族年金の月平均支給額は毎年増加傾向で、女性への支給額が男性より多い（図表13）。2018年の場合、遺族年金の配偶者の月平均受給額は280,096ウォンで、性別には男性配偶者は月228,143ウォン、女性配偶者は月283,257ウォンである。

<図表12>遺族年金の遺族類型別配偶者が占める割合（単位：千人、%）



<図表13>配偶者遺族年金の月平均支給額（単位：千ウォン）



資料：国民年金公団『国民年金統計年報』により筆者作成

2) 離婚時の老齢年金の夫婦分割制度

分割年金は、夫婦が離婚した場合、婚姻期間中に積み立てた「老齢年金額」を分割することができる制度で、国民年金では1999年から、公務員年金、私学年金などの職域年金では2016年から導入された。分割年金は、離婚当時の元夫（元妻）の国民年金加入期間中の婚姻期間が5年以上である者が、①配偶者と離婚、②元夫（元妻）が老齢年金受給権者である（国民年金加入期間が10年以上）、③分割年金を請求する元妻（元夫）自身も老齢年金受給年齢になる（現、62歳）」という条件をすべて満たしてから「5年以内」に請求しなければならない（法第64条）。

ところが、離婚した元夫（元妻）が老齢年金受給年齢になる前に死亡すると、分割年金を請求することができないという問題があったため、2015年12月法改正により、「分割年金請求の特例」（第64条の3新設）（以下「分割年金先請求」）が導入された。2016年からは、元妻（元夫）が老齢年金受給年齢である62歳前に離婚した場合は、離婚してから「3年以内」に分割年金を請求しておけば、その後、元夫（元妻）が分割年金受給権を得る前に死亡しても、元妻（元夫）は62歳から死亡するまで分割年金を受給することが可能である。元妻（元夫）自身が、老齢年金受給者である場合、本人の老齢年金と分割年金を合算して額が支給される。

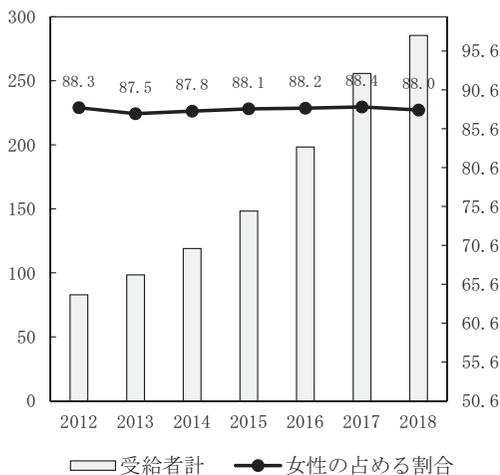
一方、2007年法改正により、分割年金は遺族年金と異なり、再婚しても引き続き受給可能になっ

た。再婚した元妻（元夫）が分割年金受給権を諦めた場合は、元夫（元妻）に分割年金が発生する前の老齢年金を支給する（法第64条の4）。分割年金を受けた元妻が死亡した場合、1999年制度施行当時は、年金分割をした側である元夫に年金権が戻ったが、2007年法改正により、元妻が死亡すると年金権は消滅してしまう。特種職域年金では、元夫に年金権がもどる（軍人年金は対象外）。

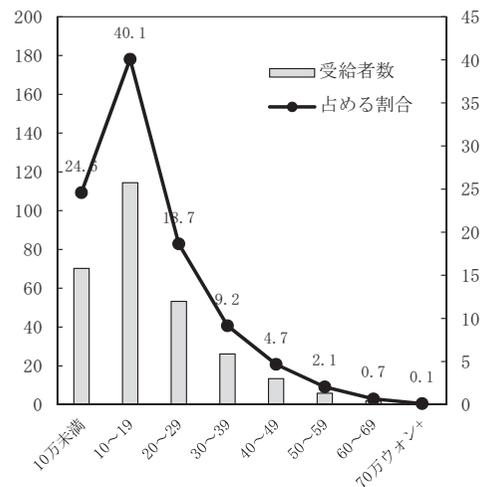
分割年金額は、元夫（元妻）が老齢年金受給者になった場合、元夫（元妻）の「老齢年金額」（扶養家族年金は除く）のうち、「婚姻期間に該当する年金額」を均等に割った金額（50・50）である（法第64条の②）。例えば、離婚した配偶者の国民年金加入期間は30年で、年金加入期間の中で、婚姻期間が20年⁹⁾である場合、離婚した配偶者が毎月150万ウォンの老齢年金を受けていた場合、分割対象年金は150万ウォンの3分の2に相当する100万ウォンで、特別な事由がなければ、この半分の50万ウォンを分割年金として受給することができる。なお、2015年12月の法改正により（法第64条の2、「分割年金支給の特例」）、2016年12月30日以降の分割年金受給資格のある人は、分割年金の均等割りではなく、裁判所の判決と当事者間の合意により分割比率を異にすることができる）。

高齢化とともに高齢者の離婚率も高まり、婚姻期間20年以上の離婚が全体離婚の33.4%で最も多い（統計庁、『婚姻・離婚統計2018』）。分割年金受給者数は毎年増加傾向で（図表14）、2012年8,280人から2018年28,544人に急増しており（左目盛り）、配偶者の性別には、女性配偶者が9割弱を占めている（右目盛り）。分割年金の月受給額別受給者を見ると（図表15）、月10～19万ウォンが40.1%で最も多く（左目盛り）、10万ウォン未満24.6%、20～29万ウォン18.7%を占め、83.3%が月30万ウォン未満を受給している（右目盛り）。

<図表14> 分割年金の受給者数と女性の占める割合（単位：百人、%）



<図表15> 分割年金受給額別受給者数（単位：百人、%）



資料：国民年金公団『国民年金統計年報』により筆者作成

9) 国民年金法施行令第45条の2により、婚姻期間を算定する際に「民法」第27条第1項の規定による行方不明期間、「住民登録法」第20条第6項の規定により居住不明に登録された期間は婚姻期間から除外する（2018年6月本条項新設）。

終わりに

本稿では一般国民対象の公的年金制度である国民年金制度に焦点をおき、老齢年金、遺族年金、分割年金を中心に、女性の年金権の特徴と実態を確認するのを試みた。国民年金制度は1988年施行以来、大きな改革が2回行われた。1998年の法改正では、18歳以上の全国民が年金加入対象となり、保険料率は6%から9%へと引き上げ、所得代替率（40年加入基準）は70%から60%へと引き下げ、最低加入期間は15年以上から10年以上へ引き上げられた。2007年の法改正では、所得代替率の段階的な引き下げにより、2028年には40%になるように設計された。少子高齢化の急速な進展により、年金積立金枯渇が危ぶまれていることから、財源の確保のために、22年間維持してきた保険料率9%の引き上げ、現在の修正積立方式を賦課方式に転換する方法に焦点を置いた年金制度改革が議論されている。

国民年金における女性の年金権は、女性の就業形態によって異なる。被用者として働く場合、事業場加入者になり、保険料の本人負担が半分になる。しかし女性の就業中断現象、労働市場における性別賃金格差は女性の老後の年金所得格差にもつながり、女性の平均年金受給額は男性の3割弱に過ぎない。無所得の専業主婦と短時間労働者は任意加入者として加入することになるが、保険料は全額自己負担になるため、労使折半で保険料を払う事業場加入者に比べて、保険料の負担が重い。統計庁の「経済活動人口年報」（2018年）によれば、20～59歳の女性人口の中で、専業主婦等非経済活動人口が占める割合は34.85%である。国民年金加入年齢である18～59歳の女性人口の中で女性の公的年金加入率は6割程度にとどまっていることから、女性の4割弱が無年金になる。

専業主婦で、年金に加入していない場合は、夫が生存する間は夫の被扶養配偶者として夫の老齢年金に扶養家族年金額がつき、夫が死亡した場合は遺族年金、夫と離婚した場合は分割年金により年金権が確保される。扶養家族年金対象である配偶者の9割弱が女性であり、遺族年金と分割年金の受給者の約9割は女性である。遺族年金の場合、所得が一定額を超えれば受給できないので、夫の死亡後、遺族年金を受給するためには、働き方を調整しないといけない。また、再婚すると遺族年金受給権が消滅するので、高齢女性が再婚してから再び離婚する場合には老後の貧困を招くことになる。分割年金の場合、離婚した場合、夫の婚姻期間中の老齢年金額の50%が支給され、再婚しても受給できるが、婚姻期間が5年以上でないと受給できないため、婚姻期間を短縮する法案が求められる。

<参考文献>

国民年金公団『国民年金統計年報』各年度

統計庁『高齢者統計』2019年

統計庁『婚姻・離婚統計』2018年

裴 海善『韓国の少子化と女性雇用—高齢化・男女格差社会に対応する人口・労働政策』第2章、明石書店、2015年12月

OECD、Pensions at a Glance: OECD and G20 Indicators、27 November 2019

<http://www.mohw.go.kr>、保健福祉部「年金」

<http://www.law.go.kr>、国家法令情報センター「国民年金法」(2020年1月改正・施行案)「国民年金法施行令」(2020年1月改正・施行案)、「国民基礎生活保障法」(2019年4月改正・10月施行案)、「基礎年金法」(2020年1月改正・施行案)

<https://www.ppsl.or.kr>「公的年金連携制度」

謝辞：本研究は、2019年度筑紫女学園大学特別研究助成費による研究成果の一部である。

(ベ・ヘション：アジア文化学科 教授)

韓国の国民年金制度と女性の年金権

裴 海 善

The National Pension Service and Women's Pension Rights in Korea

Haesun BAE

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報
第31号
2020年

ANNUAL REPORT
of
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE
Chikushi Jogakuen University
No. 31
2020